

仕様書

1 事業目的

新型コロナウイルス感染症により、海外からの訪日旅行は冷え込んでいる状況となっているが、今後、ワクチン接種によって感染者が減少し、段階的な渡航制限解除が期待できる。また、日本人旅行者が海外旅行を控えている今、代替の旅行先として四国を候補として浮上させることで、減少したアウトバウンドの取込みが期待できる。

そこで、渡航制限が解除されたのちに回復が見込まれる海外訪問客及び国内の旅行需要が回復した際の国内旅行者をターゲットとして定め、一般社団法人四国ツーリズム創造機構（以下「当機構」という。）が、国内外に幅広く効果的な四国の魅力を紹介するため、四国観光プロモーション動画を制作する。

2 業務名称

四国観光プロモーション動画制作業務委託事業

3 委託業務の内容

（1）動画の企画

- ①国内外の方に効果的な四国の魅力的な観光コンテンツを紹介する動画。（3分程度）
- ②先の内容を簡潔にまとめたダイジェスト動画（30秒程度以内）
- ③使用用途：観光商談会、You Tube などの SNS
- ④当機構と受注者として協議を行い、内容を決定する。決定した内容をもとに、映像、音声等を作成する。

（2）動画の制作

次の条件で動画制作に必要な撮影や映像作成を行うこと

- ①人物を撮影する場合には、必要な肖像権の処理を行う。撮影に際し、使用料、出演料、謝礼等の費用が発生する場合は、受注者の負担とする。
- ②超高精細撮影機材（8K又は4K撮影カメラ等）、遠隔操縦機（6K又は4K撮影ドローン等）等、映像を制作するための最新鋭の専用機材や映像技術を十分に活用し、撮影場所、時間、音響、特殊効果等を工夫すること。また、これらを使用する際に必要となる一切の調整及び許認可等の諸手続等は、受託者自身で行うこと。
- ③四国のイメージに合った音楽音源を制作または選曲し、挿入すること。音楽音源の著作権上で調整が生じる場合は、受託者の負担で調整を行うこと。
- ④映像のアクセプト比は16：9の近似値で、フルHD方式による撮影を基本とし、映像圧縮は最低限に留め、高画質な映像を確保すること。
- ⑤動画制作に当たっては、新規撮影を原則とするが、実施時期や実施期間により撮影困難なシーン

(季節感のある動画等)を活用する必要がある場合は、当機構と協議の上、既存の動画データ等を取
得することを認めることとする。

⑥各県、2か所以上の映像を用いること。

(3) 編集

①映像の加工・編集、動画(日本語、英語、テロップなし)、音楽・音声・テロップの付加などの編
集作業を行い、完成までに当機構による複数回の内容確認及び修正指示の機会を設けることとする。

※英語テロップに関しては、日本語を元に制作すること。

※テロップなしに関しては、音楽・音声も付加しないものとする。

※ナレーションや字幕等を利用しない視覚的に訴求可能な動画を制作することを想定しているが、分
析の結果として字幕やナレーション等を利用する手法が最適の場合は、この限りではない。

②動画内観光地タイトル等は、訴求する内容を的確に表現したタイトルデザイン及び制作した動画へ
の配置を行うこと。また、動画に掲出する文字は、動画のテイストに合致したデザイン性のあるフォ
ントとすること。

(4) 評価指標

・各県の時間配分を均等にし、時間差が生じる場合は10秒以内に収めること。

4 納品物、納品先

(1) 納品物

M P 4データ、D V Dディスク：原盤各5枚

(2) 納品先

(一社) 四国ツーリズム創造機構

5 著作権について

(1) 受託者は、委託業務の履行に当たって、第三者の著作権を侵害してはならない。

(2) 成果品は委託者が長期間使用するため、用いる映像、音源等を将来にわたって使用できるよう最
大限配慮し、著作権者が別にいる場合は、調整を行うこと。

(3) 受託者は、委託業務の完了後、成果品を当機構に提出し、当機構による検査に合格した日をもっ
て、成果品に係る著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第21条から第28条までに規定
する権利をいう。以下同じ。)を甲に無償で譲渡し、以後、著作者人格権(著作権法第18条第
1項、第19条第1項及び第20条第1項に規定する権利をいう。)を主張しないものとする。た

だし、成果品の全部又は一部に受託者が既に著作権を有するものが含まれる場合には、その旨を事前に当機構に通知し、当該著作権の取扱いについては、協議の上、定めるものとする。

- (4) 成果品に係る著作権について第三者と紛争が生じたときは、受託者は、直ちにこれを当機構に報告し、受託者の責任と費用負担において解決するものとする。

6 その他

- (1) 委託業務の遂行に関し、必要な能力と経験を有する業務責任者を定め、業務遂行体制を明らかにした書類を提出すること。
- (2) 業務遂行に当たっては、当機構と綿密な情報交換を行うとともに、当機構の指示に従うこと。
- (3) 当機構から動画に関する修正や削除などの指示があった場合は、可能な限り速やかに対応すること。
- (4) 受託者は本業務について秘密を守り、業務内容を許可なく第三者に公表、転用及び第四してはならない。
- (5) 本業務の全部または主たる業務の一部を第三者に委任してはならない。なお、本業務の一部を第三者に委任する場合は、当機構に書面により申請し、承認を得ること。
- (6) 委託業務の遂行に当たり疑義が生じた場合又はこの仕様書に定めのない事項については、当機構と十分協議を行うこと。
- (7) 予算内において動画のプロモーションを行うことを企画に含むことも可とする。